本号で公布された法令のあらまし

◇私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二五九号）（公正取引委員会）

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第四五号）の施行期日は、令和二年一二月二五日とすることとした。

◇私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二六〇号）（公正取引委員会）

1　不当な取引制限等の違反行為に係る売上額等の算定方法

新たに追加された課徴金の算定基礎となる売上額等の算定方法について実行期間において引き渡した商品又は提供した役務の対価の額を合計する方法等とすることとした。（第四条～第六条等関係）

2　不当な取引制限等の違反行為に係る商品又は役務に密接に関連する業務

不当な取引制限の違反行為に係る商品又は役務に密接に関連する業務について当該商品又は役務の供給の全部又は一部を行わないことを条件として行う製造、販売、加工その他の商品又は役務を供給する業務のうちの一部の業務とすること等とした。（第六条第一項及び第一三条第一項関係）

3　合併、違反行為に係る事業の譲渡又は分割の際の課徴金減免制度の適用

違反行為をした法人が合併により消滅したときは、当該消滅した法人と公正取引委員会との間で行われた調査協力減算制度の合意等は、合併後存続し、又は合併により設立された法人がしたとみなされる違反行為に係る課徴金について、当該合併後存続し、又は合併により設立された法人と公正取引委員会との間で行われた行為とみなすこと等とすることとした。（第一〇条及び第一一条関係）

4　その他

㈠　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条及び第三条関係）

㈡　この政令は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第四五号）の施行の日（令和二年一二月二五日）から施行することとした。

◇子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（政令第二六一号）（内閣府本府）

1　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和二年法律第四一号）の施行に伴い、子ども・子育て支援法（平成二四年法律第六五号）第四四条第二項の規定により政令で定める特定地域型保育事業者の確認の変更に関する技術的読替えを定める規定を削ることとした。（本則関係）

2　その他所要の規定の整備を行うこととした。

3　この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和二年九月一〇日）から施行することとした。

政　令

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年九月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百五十九号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第四十五号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和二年十二月二十五日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年九月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百六十号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第四十五号）の施行に伴い、並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七条の二第一項各号（同法第八条の三において準用する場合を含む。）、第七条の八第五項及び第七条の九第一項各号並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律附則第十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（昭和五十二年政令第三百十七号）の一部を次のように改正する。

第四条を削る。

第五条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（法第七条の二第一項第一号の政令で定める売上額の算定の方法）」を付し、同条第一項中「第七条の二第一項」を「第七条の二第一項第一号」に、「以下」を「次項において」に、「次条第一項及び第二項」を「次項」に改め、同項第三号中「算定すべき」を「算定することが定められている」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　法第七条の二第一項第一号に規定する違反行為に係る商品又は役務の対価がその販売又は提供に係る契約の締結の際に定められている場合において、実行期間において引き渡した商品又は提供した役務の対価の額の合計額と実行期間において締結した契約により定められた商品の販売又は役務の提供の対価の額の合計額との間に著しい差異を生ずる事情があると認められるときは、同号に規定する政令で定める売上額の算定の方法は、実行期間において締結した契約により定められた商品の販売又は役務の提供の対価の額を合計する方法とする。この場合において、前項第三号に掲げる場合に該当するときは、同号に定める額を控除するものとする。